

平成30年第4回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 平成30年12月18日 午後 1：30

○閉 会 午後 3：58

○出席議員（18名）

| | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 1番 鈴木 壮 二 | 2番 戸 田 俊 樹 | 3番 菅 原 理 恵 子 |
| 4番 瓜 生 望 | 5番 鈴 木 斌 次 郎 | 6番 佐 藤 敏 雄 |
| 7番 鑑 仁 志 | 8番 中 川 光 博 | 9番 澤 井 昭 二 郎 |
| 10番 佐 藤 義 久 | 11番 伊 藤 正 吉 | 12番 藤 原 典 男 |
| 13番 堀 井 克 見 | 14番 菅 原 秀 雄 | 15番 小 林 悟 |
| 16番 大 谷 貞 廣 | 17番 児 玉 春 雄 | 18番 西 村 武 |

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

| | |
|----------------|--------------------------|
| 市 長 藤 原 一 成 | 副 市 長 栗 山 隆 昌 |
| 教 育 長 工 藤 素 子 | 総 務 部 長 菅 原 靖 仁 |
| 市民福祉部長 伊 藤 巧 | 福祉事務所長 鑑 孝 子 |
| 産業建設部長 児 玉 正 生 | 水道局長 藤 原 久 基 |
| 教 育 部 長 菅 原 剛 | 総 務 課 長 米 谷 裕 二 |
| 企画政策課長 千 葉 秀 樹 | 財 政 課 長 伊 藤 貢 |
| 学校教育課長 山 田 敬 輔 | 選挙管理委員会・監査委員事務局長 宮 崎 久 春 |

○議会事務局職員出席者

| | |
|----------------|-----------------|
| 議会事務局長 門 間 正 博 | 議会事務局次長 伊 藤 国 栄 |
|----------------|-----------------|

平成30年第4回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成30年12月18日（4日目）午後1時30分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第67号 潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 議案第68号 潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第69号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第70号 潟上市児童館設置条例及び潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第71号 潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第72号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第73号 潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第75号 平成30年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について
- 日程第 9 議案第76号 平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第10 議案第77号 平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第11 議案第78号 平成30年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第12 議案第79号 平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第13 議案第80号 平成30年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について

- 日程第 1 4 議案第 8 1 号 平成 3 0 年度潟上市水道事業会計補正予算
(第 2 号) (案) について
- 日程第 1 5 陳情第 9 号 「集会所施設の建設」についての陳情書
- 日程第 1 6 陳情第 1 1 号 陳情「食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要です」
- 日程第 1 7 陳情第 1 2 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情
- 日程第 1 8 陳情第 1 3 号 「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情
- 日程第 1 9 陳情第 1 4 号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書
- 日程第 2 0 陳情第 1 5 号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を 2 割にしないことを国に求める陳情書
- 日程第 2 1 陳情第 1 6 号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書
- 日程第 2 2 議案第 8 2 号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 (案) について
- 日程第 2 3 議案第 8 3 号 潟上市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 (案) について
- 日程第 2 4 議案第 8 4 号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案) について
- 日程第 2 5 議案第 8 5 号 平成 3 0 年度潟上市一般会計補正予算 (第 6 号) (案) について
- 日程第 2 6 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) (案) について
- 日程第 2 7 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) (案) について
- 日程第 2 8 議案第 8 8 号 平成 3 0 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) (案) について

日程第 29 議案第 89 号 平成 30 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算
(第 4 号) (案) について

日程第 30 議案第 90 号 平成 30 年度潟上市水道事業会計補正予算
(第 3 号) (案) について

午後 1時30分 開会

○議長（西村 武） 皆さんこんにちは。傍聴者の皆さん、ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、本日18日付けで、議案第82号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから議案第84号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてまでの条例改正案3件並びに議案第85号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）についてから議案第90号、平成30年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてまでの補正予算6件、計9件議案が追加提出されております。

議会運営委員会において当局より提案理由の説明を受けた結果、陳情第16号までの採決後に日程第22から日程第30までとして本日の本会議で取り扱うことと致しましたので、ご報告致します。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 審議に先立ちまして、追加提案致しました条例案3件及び補正予算案6件の概要について申し上げます。

先の国会において審議中でありました人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月28日に成立し、30日に公布及び施行されました。それに伴い、本市においても早期の条例改正等が必要となり、追加提案したものでございます。

条例案につきましては、市議会議員及び常勤の特別職の期末手当並びに一般職の職員の給料表及び諸手当について改定を行うものでございます。

補正予算案につきましては、人事院勧告による条例改正に伴うもの、来年春に行われる県議会議員選挙における投票区再編に伴うもの及び国の補正予算を活用した小中学校への冷房設備設置についての設計費用を追加提案するものでございます。

詳細については、この後、総務部長に説明させますので、審議のほど何とぞ宜しくお願い申し上げます。

以上でございます。

【日程第1、議案第67号 潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について

から 日程第21、陳情第16号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書】

○議長（西村 武） 日程第1、議案第67号、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第21、陳情第16号、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書までを一括議題と致します。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例（案）、単行（案）及び陳情書等については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。平成30年度各会計補正予算（案）については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。10番佐藤総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 平成30年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成30年12月10日

2. 出席委員 瓜生 望、鈴木斌次郎、堀井克見、西村 武、鑑 仁志、佐藤義久

3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長

4. 書記には、教育部 文化スポーツ課 小野寺亮哉さんをお願いしてございます。

5. 審査の経過と結果

議案第67号、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、部の再編及び所掌事務の変更に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、市民福祉部を再編することにより行政効果が上がると考えたものなのかとの質問があり、当局からは、行政効果が上がると考え再編したものですとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第68号、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正す

るものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第70号、潟上市児童館設置条例及び潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、大郷守児童館及び大郷守分館の解体に伴い、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第72号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律による生活保護法の一部改正に伴って創設された進学準備給付金の支給に関する情報を特定個人情報に追加する等のため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第9号「集会所施設の建設」についての陳情書。

本陳情は、集会所施設の具体的な建設場所が未定で、かつ詳細な情報が不足していることから、陳情者から内容を確認する必要があると判断し、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第67号、潟上市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第67号は、委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第68号、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、潟上市児童館設置条例及び潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第9号、「集会所施設の建設」についての陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番(藤原典男) 委員長、宜しくお願いします。この陳情については2回目で、今回もまた継続審査というふうな内容ですけれども、具体的な建設場所、それから詳細な情報が不足しているというふうなこと、こう書かれておりますが、総務委員会としても、今後の本市にかかわることですからね、しかも町内会からの要望ですから、総務委員会としてもわからない点については、情報不足のことについては、該当するその陳情を出した方からいろんな聞き取りとかそういうふうな動きが必要だと思うんですけれども、そこら辺についてはどのように判断されたのか、もし議論されておりましたらお願いします。

○議長(西村 武) 10番佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(佐藤義久) 報告したとおりですが、委員会としては、この後、陳情者から議会において願ってお話を聞くというようなところまで話し合っております。以上です。

○議長(西村 武) ほかに質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番(戸田俊樹) 追分地区の要望、1町内の要望が継続なったわけですが、いろいろな経緯を見ますと、その集会所の必要性が何といたしますか、事前にもうこの土地、ここありきというふうなことで進められた場合は、1回の陳情でももう既に陳情が通って即建設に入ることがあるやに今まであったわけですが、これが継続、二度継続ということになりますと、今後また、今の委員長の報告、回答、答弁では、今後、参考者、参考人といいますか、地域の代表者を呼んでお聞きしたいということがあるようですが、少し判断としてはどうなのかなと。さらには、地域で集会所やことぶき荘や分館や、それから児童館や農村婦人の家や、いろいろなその地域町内、自治会や老人会や婦

人会の集会所はあるんですけども、装備といいますか整備といいますか、現在非常に劣る、機能的に劣るといふものもあるわけで、自主防災組織もつくれつくれと言いながら、先般も一般質問もあったけれども、自主防災会に対する予算の計上がなく、適当に倉庫を借りる、つくる等しながらやってるといふふうなことを考えますと、地域要望は他にもあるはずですので、そういう面のところについていろんなデータなり当局からの状況があったものか、その辺はいかがか。慎重審査した結果、継続になったと思っておりますけれども、その状況をちょっとご報告いただきたいと思います。

○議長（西村 武） 10番佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 当局には特別会議にも出てもらっておりませんし、委員会の中だけのお話であります。で、情報不足というのは、まあ土地がどこなのか、希望する土地がどこなのかということもひとつありまして、今集会所がどのぐらいの規模で必要なのかとかという情報があまりにも少なくて、これだったら先ほどお話ししたように陳情者からおいで願って希望を聞いてみよう。まあ当局としては、集会所の建設についても各集会所集合して今度管理するというような考え方があるようで、今取りまとめの最中ですので、改めてこの集会所に関しては、まあ二の足を踏んでるってば変けれども、当局もそういう考えのようですから、いずれ聞かないとわからないだろうという結論に今回達しております。

以上です。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 多分総務文教委員長の、委員会の中ではそのような情報の共有以外はできてないだろうというふうに思います。そういう意味では、事前にこの土地にこのぐらいの規模のものをやるとすれば、予算化した場合にはどのぐらいというのは、委員会として当局から聞き出しておく必要もあろうかと思うわけで、こういうふうな陳情が一町内から出て継続審査されていくわけですけども、そうじゃなくて、地域からの要望があった場合に直接市の方にお問い合わせしても陳情の形をとらなければ表には出ないわけで、そういうところも天王地区や湖岸地区やその他もろもろいろいろあるわけですから、情報を共有するように是非お願いしたいなというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（西村 武） 答弁いいな。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。
この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり
継続審査することに決定しました。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。15番小林社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 平成30年第4回定例会、社会厚生常任委員会の審査
を報告致します。

平成30年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規
定により報告致します。

1. 審査年月日 平成30年12月10日

2. 出席委員 鈴木壮二、中川光博、澤井昭二郎、大谷貞廣、菅原理恵子、
小林 悟、全員であります。

3. 説明当局 市民福祉部長、福祉事務所長、各関係課長

4. 書 記 市民福祉部 健康推進課 菅原和広さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について

議案第69号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、国民健康保険税の普通徴収における納付回数等を変更し、納税義務者の
月々の負担を抑えるほか、減免申請の提出期限に震災等の特例を設けるため、関係部分
を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第12号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意
見書の提出を求める陳情。

本陳情は、医師、看護師、介護職等の労働環境を改善し、必要な人材の確保を求めて
いることから、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第13号、「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情。

本陳情は、介護現場で働く労働者の処遇と労働環境を改善し、必要な人材を確保し、安全・安心な介護体制の確立につながることから、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第14号、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書。

本陳情は、看護師の特定最賃を新設し、医療・看護現場で働く看護師の処遇を改善し、安全・安心の医療・看護体制を確保することが重要であることから、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第15号、75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書。

本陳情は、後期高齢者医療制度の充実により、高齢者の自立支援や家族の負担軽減につなげていくことが重要であるため、賛成多数で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第16号、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書。

本陳情は、介護保険制度の改善と介護従事者の処遇改善を趣旨とし、制度のサービス削減や負担増につなげないことが重要であることから、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで社会厚生常任委員長長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第69号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 宜しく申し上げます。この条例案の中については、減免申請の提出期限に震災等の特例を設けるためというふうにありますけれども、どの程度の震災等があればこの適用になるのか。全壊とか半壊とか一部とかいろいろ内容はあると思うんですけれども、その震災等の具体的な内容についてはご審議されたのでしょうか。もし審議されているのであればご回答をお願いします。

○議長（西村 武） 15番小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 震災等に関してですけれども、減免制度は通知した金額が8回払いの分納、相談による12回払いの分納でもなお納付が困難な場合、申請により一部免除されます。主なものは困窮などの生活保護基準並みのものであります。ほかには前年度に比べて著しく所得が減少した場合や、火災などの震災等、刑事施設の拘束等があります。火災等は火災保険が補填された場合相殺されますので、該当となるケースは皆無ですが、火災保険に加入していない場合は該当する可能性がありますという説明がありました。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今、火災保険に入ってる場合はというふうなことをお答えしましたけれども、火災だけでなくいろいろな災害があるわけですね、地震等。その場合の具体的な震災等の内容については、こういうふうな震災の場合にはこういうふうな減免規定が適用されるとか、例えば2分の1とか3分の1とかそういうふうな減免が適用されるとか、そういうふうな震災等の内容については特別ありませんでしたか、説明は。

○議長（西村 武） 15番小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） その詳しい震災の、震災というか災害の内容については説明を受けておりません。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 今回、回数を1回増やして3月31日までの9期制にするわけですが、これに伴ってどのレベルに不納欠損並びに収入未済額が変化するのか、その辺の予想は当然立てたと思いますし、県内25市町村のうちで1期延ばすと、もう既に延ばしているという状況はどうであったのか。並びに、現在29年度決算では不納欠損額が2,400万円、収入未済額が2億9,000万円あるわけで、これが実質どのようなポイントアップにつながるのか、その辺のことについての委員会の審査並びに当局の説明がありましたらご報告いただきたいと思います。

○議長（西村 武） 15番小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 今回は1,000円の切り捨てから200円まで100円単位まで下がったと、そういうことの説明であり、9回なるといわゆる2月から3月まで延びるわけですがけれども、3月いっぱいまで不納、4月に入ってもそういうことは不納欠損が出るのかと、そういう説明については、今回はされませんでした。いずれ要するに納入者が負担できるように要するに上げ幅が小さくなると、こういう説明はされておしま

す。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 今、次年度以降、この国保税が県の方で一括なるわけで、そういう意味では単に8期から9期に延ばすと、当然年度は3月31日で終わりますけども、実際の経理上の処理は5月いっぱいまで続くわけですので、その辺のところもいろんな意味で複眼的に論議すべきではないかなというふうな希望を申しまして、答弁はいいです。

以上、終わります。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 委員長ご苦労さんです。国民健康保険の条例ですけども、減免申請の提出期限に特例を設けられたということですが、この期限延長はどのくらいでしたでしょうか。

○議長（西村 武） 15番小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） そのいつまでという期限については説明はありませんでした。先ほど話したように減免制度では、通常8回払いのところを分納相談により12回払いの分納でもなお納付が困難な場合は、申請により一部が免除されますという話ですけども、その1,000円がいつまでということについては話はありませんでした。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第12号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、陳情第13号、「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第13号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第14号、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第14号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、陳情第14号は、委員長の報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、陳情第15号、75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第15号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、陳情第15号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第16号、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。10番佐藤義久議員。

○10番(佐藤義久) 委員長、申しわけありません。賛成多数で、先ほどもお伺いしよのかなと思いましたが、賛成多数で採決した。反対の方もおられたと思いますが、そういう方のご意見はどうだったのでしょうか。

○議長(西村 武) 15番小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長(小林 悟) いわゆる処遇改善するためには財源がかかるということで、この財源がどこにあるのかという話はされました。しかしながら、ここにうたってる陳情につきましては、そういう内容ではないという我々の判断で採決しまして、賛成多数で決めたと、こういうふうな内容です。

○議長(西村 武) いいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第16号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第16号は、委員長の報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。11番伊藤産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） 平成30年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成30年12月10日

2. 出席委員 戸田俊樹、藤原典男、菅原秀雄、児玉春雄、佐藤敏雄、伊藤正吉

3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長

4. 書記には、農業委員会事務局の菅原淳子さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果

議案第71号、潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するもので、市の下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号、潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、潟上市都市公園等6施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

委員からは、6施設一括管理することについてのメリットや分割制についてなどの質問があり、当局からは、6施設をまとめることにより、施設間の連携が保たれ、空き情報等きめ細やかなサービスが期待されることや、指定管理料のより一層の削減につながるとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

さらに、当委員会では本案について附帯決議が提出され、その内容について説明しま

す。

都市公園6施設の指定管理者の指定については、6つの公園を分割制にして多くの地元業者が参入しやすい体制づくりに努めるよう、次回の公園指定管理者の選定時には特段の配慮を行うことを求める。

以上のことについて、全会一致で可決されました。

陳情第11号、陳情「食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要です」。

本陳情は、「現行農産物検査法を抜本的に見直し、食の安全・安心を図る目的とすること」、「農産物検査法「着色粒」規定の廃止」、「等級等の廃止」、「関連法である食品表示法の見直し」を国会及び関係省庁に意見書の提出を要望しているものです。

委員からは、等級制度の廃止は農業サイドからすれば不利益が生じるのではないかという意見もあるということで、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第71号、潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 委員長ご苦労様でございます。指定管理者の施設、6施設まとめるとメリットがあるということになってますけども、これは私から言わせると、業者が1

社で、まずある会社ありきだなというふうに感じますけども、さてその下に、附帯決議が出されて、6つの公園があるんだけども、6つに分割したらどうかという話あるんですけども、私はそのとおりだと思います。というのは、仮に1社がやるとすれば、小さい業者は生活困窮になるのではなかろうかなと私そう思うんですけども、そういうところも委員会の中では話し合ったのかどうか。今後どのようにしていくのか話し合ったと思いますけども、そこら辺のともちゃんと説明していただきたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 11番伊藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） この議案については様々な質疑がございました。この質疑の中身をご紹介することによって内容がわかると思いますので、紹介したいと思います。

まず、「この指定管理の期間について5年となっているが、いろいろ意見があると思うが、3年ぐらいがちょうどいいのでは」という質問に対して、答弁は、「指定管理者制度は民間事業者が有するノウハウを活用し、住民サービスの向上を図っていくことで目的を効果的に達成する制度です。価格競争の入札とは異なります。こういった背景を考慮し、仕様の要項を作成して5年としています。」

次の質問、「6施設をまとめた指定管理ではなく分割できなかったのか」に対しまして、回答では、「6施設をまとめることにより施設間の連携が保たれ、空き情報等きめ細やかなサービスが期待されます。また、経費の面の優位性のほかにも施設の有効利用にもつながる」という回答でした。

また、質問では、「潟上市内で公園の管理できる業者はいますか」という回答では、「平成21年度から公募を実施しております。それから10年以上が経過しましたが、指定管理者制度を理解してその運営が可能な業者は、いない公算が大きいのではないかと思います」という回答でした。

次に、質問ですが、「6施設まとめて管理できる業者は限られている。2、3の施設に分割すれば手を挙げる業者が出てくると思います。さらに問題なのは、過去10年間、そして今後5年間、延べ15年にわたり同一業者が独占的に指定業者となることだと思います。何か意図的なものがあり、他の業者が参入できないような仕組みが問題だと思います。」その回答については、「当初導入にあたってその部分についても議論がありました。もちろん今回も同様な議論を重ねてきましたが、経費の面や現在定着したサー

ビスを培ってきたノウハウ等々様々な方向から検討して、メリットとデメリットを検証した結果、6施設にまとめて決定しました。決して1社を名指ししたような公募ではありません」という回答でした。

また、質問「6施設をまとめていることで1企業が独占しているようではまずいのではないか。やはり小分けにして他業者も参入できるような体制づくりをすべきではないかと思う」という質問に対して、答弁は「決して1企業を名指したものではない。ご指摘の件についても検討しましたが、それらを踏まえても現状がベターだと判断しました。」

大体、まだありましたけども、大体以上の件の質疑等ございました。

それで、その後に、このいろんな意見を踏まえて、この本案について可決されましたので、それでは今言ったような要望等が市には通らないということで、その後附帯決議ということで相談され、様々な意見があり、先ほど申したように6つの公園を分割して多くの地元の業者が参入しやすい体制づくりに努めるよということを求める附帯決議案を提出し、それが全会一致で可決された次第であります。

○議長（西村 武） いいですか。7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 私言ってるのは1社でなくて、今、委員長の報告では3社も4社もあるという話は出ましたけども、やはりそういう業者も参入していかないと、この業者の方々はちょっと生活の面でも非常に困るんじゃないかなろうかと、1社ありきでは困るんです。というのは私はなぜかというと、この業者もやはり従業員抱えているんです。まず3社でも4社でも。その人方もやはり生活っていうものがあるから、私は1社ありきではなく、やはり全部小分けしてやったらいかがですかということを聞いているのであって、当局もちゃんとそういう小分けにするというようなことをきっぱり言わないと、これはうまくないんでないかなと私思います。もう一回ちょっと答弁してください。

○議長（西村 武） 11番伊藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） 先ほどの質問と答弁の中にもありましたとおり、小分けにして2、3施設に分割すれば手を挙げる業者が出てくるっていうことの質問あったんですよ。それ今までずっと10年間も同じ業者が独占的に指定管理者になってることでということで質問があったことに対して、その導入にあたっては、その部分についてもいろいろ議論を当局の方でもされた結果、デメリットやメリットを検証した結果、やはり6施設をまとめてやった方がいいということで提案したということでしたので、こ

ちらではあと、その質疑応答の中のしか、それ以上もそれ以下もちょっとできないので、どうのこうのこちらからは要望出して今言ったような回答をいただいただけですので宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） ご苦労さんでした。そうすれば、その附帯決議の全文を読んでもらいたいと思いますが。

○議長（西村 武） 11番伊藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） 潟上市都市公園6施設の指定管理者の指定についてに関する附帯決議として、都市公園をめぐる指定管理者の選定については、現状のままでは市内業者の公募が参入できないような状態を考慮し、次により改善の必要があると判断して提案するという事で2つございまして、①としましては、6つの公園を分割制にして、地元業者も公募可能なルールづくりに努める。2つ目として、長きにわたり特定の業者が指定管理を行うのは独占的と批判も市民より声が出る可能性がある。一定の期間が経過すれば別の業者を指名するなどのルールづくりが必要と思われる。以上の点を考慮して、次回の公園指定管理の選定のあり方については特段の配慮を行うように努めること。

以上です。

産業建設常任委員会で全会一致で附帯決議されたところです。

提案者は藤原典男委員から提案されて、別に賛成者の名前は連なれてはいないです。委員会では一人でも別にこれに提案することは可能ですので、それで提案された次第です。

○議長（西村 武） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 委員長お疲れ様でございます。審査の内容で指定の会社ですか、その会社についての審査ですか、それはあったと思うんですけども、指定管理料についてのそういう審査ってなされたものでしょうかっていうのは、分割制にして6社入りしました。それより1社の方がコスト面は安くなりますっていうような、そういう比較的なものはなされたのでしょうか。

○議長（西村 武） 11番伊藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） 比較っていうよりも答弁の中で、分割されるよりも一括してやった方がいろんな面で、例えば価格の低下とかサービスの向上、一括した方

がそっちの方がつながるといふことで、分割すればやはりそれなりに何だ、指定管理料が上がるのかサービスの低下につながるのか、そういう説明でございました。

○議長（西村 武） いいですか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） そうすると、コスト面でも指定管理者を1社にした方が安いって、そのどのくらい安くなるのかとかっていうそこまでの比較はなさらなかったということでしょうか。

○議長（西村 武） 11番伊藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） どのくらい安くなるのかそういった具体的な数字までは質疑応答ございませんでした。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） この指定管理者のこの議案なんですけど、附帯決議されたら、結果的に所管の委員会ね。で、それぞれの6名の所管の委員っていうか議員がね主義主張あること、それは結構ですよ。権限あってやってるんですから。ただ、この報告書の流れを見ますと、6施設を一括管理することによって出てくるメリットが羅列されてますよ。で、先ほど今再質問の中でも委員長の方からね、事細かく様々なメリットが今お話ありました。で、そもそもこの指定管理者制度をとるといふことの理由っていうかね、背景は何なのか。財政が限りありますから、限りある財政でもって言うてみればなるべく安く、最大限の効果、効果っていうのは市民内外の使い勝手のいい公園の維持管理、そして地域に交流人口の拡大を図り、様々な活性化を呼び込む、こういうことを総合的・複合的に判断して、我が潟上市においては合併間もなく、この都市公園であるくらは中心に、グリーンランドの公園を中心にして、以下5施設をプラスして指定管理をさせたという経緯があります。で、これもご案内のとおり当然10年も歴史を積み重ねてきてますから、当初は70万人ぐらいでしたよね、せいぜい。それがやはり施設設備もされたし、一括管理されたことによりましてまさに市民内外の利便性に寄与しまして、今はもう120万人も超えておるといふ状況までできてます。で、やはり私はね、こういう全体的なものをやっぱり大所高所からまさに俯瞰して見ると、どうもこれ見ますと、私、業者の肩持つわけじゃないんだけど、まるでね指定管理者を指定、10年間も言うてみれば汗をかいてここまで利便性を高め、そして利用者も増やしてきたこの形の方がですね、まるでおかしいような感じの議会の附帯決議っていうのはいかがなものなのかどうか。で、今一方に聞いてみますと、分割した場合のメリットって審査されないと、具体的

にそうでしょう、出てきてないでしょ。分割した場合。6社に分けるのか5社に分けるのか。それらをつぶさにきちっと議論・質疑もしないで、ただその10年なら10年間、実績あって、むしろ業者に言ってみればですね、そんなに10年前から管理料もそんなに特段にうなぎ登りに上がったというわけでもない。むしろ人件費は上がってる、資材費上がってる中で、私はやはり横ばい程度。だとするならば、所期の指定管理の目的、ねらいというものをきちっと我々議会は住民の声の代弁者としてもっとね、むしろ真剣につぶさにチェックをし検証し、それからでないとかこういう乱暴、私はやはりちょっとね、かなりきついと思いますよ。幾ら議員だと、議決機関だといえども、ここまでやっちゃうと私はやはりいかなものかなと。そして基本ね、指定管理者を、指定管理するそのパイを何社にするとか、公園をまとめるとか分散するとかそのことっていうのは、当局のやはり行政の執行権の範疇なんじゃないかなと、提案権として。そこに対して我々が要望としては出せることがだめだとは言わないけれども、そこまで入っていった後、なかなかむしろこれから様々な不都合が出てくるんじゃないかなというふうに思いますから、私はこのこと、もう少しですね分割した場合のメリットも一括して管理してもらうものと比較検討して、それから議決機関として出していくのであればいいんだけど、むしろ片一方が見えない中でここまで言ってみれば議会の強権発動していくと、附帯決議をしていくというふうなものがいかなものかなというふうな気がしてなりません。少なくともね6人全員がそういうスタンスで今附帯決議をされたということはわかりますけれども、今業者、6社に分けたとか5社に分けた。やはり公園というものはやはり特殊な現場ですから、あれですよ、年間通してきちっとフォローし、そしてやっていくということはこれまた並大抵なことじゃないと思いますよ。だからそういうふうなことを全体的にやはり我々は見つ、そして検証し、そしてこういうふうな形の議決機関としての姿をあらわすというのが私は本来の姿ではないかなというふうに思います。ですから、これ最初ね提案されたのは向こう5年の指定管理を認めるか認めないか、それに言ってみれば後段に向こう5年後にこうすれというふうな要請が議会で果たしてできるのかできないのか。そこまで踏み込んでいいのかどうかということも含めて、言ってみれば議案は認めるけれども5年先のことはもう言ってみれば、ばってんとは言わないけれども、少なくとも認められないやぐらいの結論を出してる。この姿というのは、私はね、まあ私の経験則からいってもあまりないので、否決なら否決でもいいと思うんですよ。しかしながら、可決しながら5年後に言ってみれば縛りをつける、これが議決

機関として果たしてやっていいのかどうかなど。もう一度やはり指定管理制度の原点というものに立ち返って、そして沈着冷静に議決機関の面々がそれぞれ意思表示をすることも非常に大事なんじゃないかなと。市民からも不満出てる云々の話もありましたが、市民の誰が不満言ってるんですか。私は特別聞いたこともありませんよ。業者同士のやりとりはあるでしょう、やりとりは。だけど市民は、非常にきれいにやられてるしね、すばらしいと。ごみ一つありませんよ、あの夏祭りのときなんか。そういうことも、むしろ高い評価もあることも事実ですが、この業者が指定管理して問題だと、だめだということとは私の耳には聞こえてきたことありませんよ。ですから、そこらも正確に検証していかないと、むしろ議決機関の他意が失われるということになりかねないと思いますので、そこら私の意見ですけれども、そこらの議論というのが全く出なかったのか出たのか、そこをひとつ委員長の方からご回答いただきたいと思います。

○議長（西村 武） 11番伊藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） この今回6施設一括で管理することによってのメリット等については、当局の方からいろいろ質問の中でお聞きしました。しかしながら、やはりこのままでいくと、また今回可決されれば15年ですか、同じ業者、それはそれでよしとしなければならないことですが、そうするとやはり地元にも造園業者等がいろいろあるということで、それらの業者も、やはり分割することによってそれらの業者もやはり育てていくというか、そういうメリットもあると思うという意見もありました。それで、今回、これ可決しなければこの附帯決議案というのは出されないわけですので、その前に可決されましたので出されましたけれども、でも可決されても条件つける方法とかないとかいろんなその前に、その以前にも意見があったので、そうすれば、いや可決とか何だ否決とかに条件つけることはできないということで、まずやるとすれば附帯決議案ということなんですけども、これは議会から言えば確かに当局に対しては強制力は全然ありません。附帯決議案。ただ、この委員会からこういう方にしてほしいよという要望と同じようなものです。しかしながら、当局はやはり議会、委員会、今回は委員会から出されましたけども、それに対してまるっきり今後検討もされなくて、まるっきりこの案を無視したままでいけば、それはやはり議会議員を、この委員会を軽視するという形だと思いますので、別にこれは強制的な部分は何も法的にも何もありません。ただ、こういったいろんな今私が質疑応答を話した件で、いろんなこういっただうにしてこの1社だけが今までずっとやってきたことに対して、いろんな疑問が今回述

べられたことで、そうすればどうしようということでも、それに今回は委員会で、やはり広く門を広げるということがいいということで、全会一致で今回こういう採択されたわけでございます。

以上です。

修正の上、可決されました。修正というか、文書から最初に作った案を皆さんで議論しながらやったわけです。

○議長（西村 武） いいですか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 今ね伊藤委員長から今までの経緯というものを、かなりまず率直に、しかも何ていいますか、一言一句漏らさず今読み上げていただいて、ただね、議論の内容は自然と出てきてますが、デメリットというかね、それがもう、端的に言うと1社ばかり独占しててうまくないと。5社か6社に分ければいいんじゃないかというところが一番のその論のポイントなんじゃないかなという受け止め方するわけです、私は。ですから、だとすれば、その1社から6社、5社に分けたときのメリットというものはもう少しやはりね明らかにしてもらわないと、いかがなものかなと私は思うんですよね。例えば1社がだめで5社にした場合のメリットっていうのは、ここにただ業者が育たないとかというね非常に漠然とした抽象的な表現ですよ。育つ育たないという議論は、むしろ指定管理という目的の方が私は重いと思いますよ、はっきり言って。そして限られた財源を有効打に使って、そして効果を上げていくと。市民内外が使い勝手のいい施設運営をしていくということなんで、私はねやはりここら辺ね、やり方としてどうなのかわかりませんが、5つあるこの運動公園施設を逆に5つ6つに分割して指定管理者を解除して、毎年毎年そのそれぞれの入札でもってやっていった場合のむしろデメリットというものも、今度、市そのものがですね現実に現場を管理しなきゃならないとか様々な手かせ足かせが出てくるんじゃないかと思ったときに、私はやはりもう少し慎重にやるべきではなかったのかなというふうな思いを持っています。ただ、委員会は委員会の権限で附帯決議もまた議決機関として常任委員会として許されてる行為でありますから、これ以上は申し上げられませんけれども、少なくとも産業建設常任委員会はずうであったでしょうが、18名の中では様々な議員の考え方があって、むしろ今までのことっていうのは公園がきちっと管理され、そして市民の利便性を高めて、財政負担もそこそこに抑えて、むしろ私は大きなメリットがあったという捉え方してる議員もいるという

ことをこの際はっきり申し上げて、あと終わりたいと思います。答弁はいりません。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。5番鈴木斌次郎議員。

○5番（鈴木斌次郎） 委員長ご苦労様です。先ほど詳細に報告がありましたけど、私の方から、例えば今回も予算総額で指定管理の予算あがっておりましたが、この内訳については全然委員会の方で議論なかったのか。それと、市の出資の指定管理は決算報告出ますけど、これは民間ですので決算報告は出ないと思いますので、例えば事業報告的なものを出してくれないかとかそういうふうな質疑は、審議はございませんでしたか。

○議長（西村 武） 11番伊藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） 予算については、この案が通ってから初めてこの次の3月予算特別委員会が出てくると思います。それで、いろいろ委員会からも要望出しまして、例えば都市公園の指定管理者の募集要項とか、あとはその手続に関する条例の方とか、そういった資料はいただいております。

以上です。

あと、過去5年間の指定管理料については、前回の大綱質疑のときもお聞きしまして、過去4年間は5,600何十万でしたか、その前は5,100何ぼ、最初は当初は、それで、それについても一応質問はちょっとしましたけども、例えばイルミネーションあがったとき、普通であれば当初イルミネーションやるときは備品とかイルミネーションの価格はあのくらいの規模だともう何百万もするわけですけれども、しかしそれ以降についてもそれほど価格が変わらないのはどうしてかとか、いろいろ質問しました。そのときの答弁では、その金額の妥当性については、賃金や維持管理について市が直接管理した場合の試算から比較して出したという、そういった答弁でございました。

○議長（西村 武） 5番鈴木斌次郎議員。

○5番（鈴木斌次郎） 経緯は私もある程度わかっておりますので、ここではあともうそのことについて言いませんけど、今質問したのは3月の方でまたいろいろ議論あると、予算のときに議論あると思いますけども、その辺は十分に吟味して審査していただきたいと思います。それをお願いして終わります。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番中川光博議員。

○ 8 番（中川光博） 反対討論ですが。

○議長（西村 武） はい、反対討論です、原案に。どうぞ、よろしいです。

○ 8 番（中川光博） 本議案に反対する立場から討論を致します。

初日の大綱質疑、あるいは今日の質疑通じまして、私としてはおかしいところが2つあるなど考えました。

1つは、この提案の出し方ですけれども、私の考えでは、当然指定する業者、あるいは期間、さらにはその内容、金額等々が一括して提案されてしかるべきではないのかな。本提案は12月の今回は業者と期間、これを提案すると。次の予算その他内容については次の議会だと、こういうことですので、これがひとつの大きな議論のもとではないのかな、こう思ってますので、この提案の仕方に不備があるのではないかなと私としては考えております。そういう点からひとつは反対したい。

もう一つの反対理由は、この管理を委託する期間が5年間だっていうことです。確か議案によりますと来年の4月1日から向こう5年間委託すると、こういうことですがけれども、私が大綱質疑のときも質問致しましたけれども、ちょっと平べったく言うと、私たち鴻上市の意思を市民の皆さんにどういうふうに表現するかということが我々にとっては政策ではないのかと思っております。当然鴻上市の意思ってのは、人格があると仮定すると当然これは行政もそのメンバーであり、また我々議会もそのメンバーです。そういう鴻上市の意思をこの政策を通じてどういうふうにしっかり市民に表現できるか、こういうことで大綱質疑のとき質問致しましたけれども、市長の行政報告の中では財政的な今後の課題について言及がありました。普通交付税が平成31年度をもって優遇措置が終わると。その後については予想の確か数字でしたけれども、5億3,000万円ほど歳出等々も削減していかなければならないだろう。そのための対策としては、具体的な政策の中でいろいろ吟味していきたい、こういうふうなお話がありました。私はそのとき受け取ったのは、やはり今後はしっかり微に入り細に入りいろんなその政策課題について問われていくのだなど、こういうふうに思いました。そういう観点から見ますと、この今指定管理者制度、今までも5年やってきましたけれども、さらにまた5年間、ある意味では白紙委任をすると、こういうことです。これは私にとってはあり得ないと思います。やはり鴻上市が、少なくとも市長がそういう意思をしっかりと行政報告として方向づけを掲げてる以上、やはり5年間を委任するのではなくて、少なくとも指定期間はやはり3年が妥当なのではないかな、こういうふうに考えております。

さらには、今日の議論でもありましたとおり技術的な問題が多数議論をされております。やはりこういう課題についても、向こう5年間白紙委任すると、こういうことですので、この5年間、議会としてはその解決に取り組まないと、こういう意思表示をしているに同じではないでしょうか。やはり生まれた課題についてはしっかりといち早く対応して市民にその解決策を示すと、こういうことが私はやはり潟上市としての意思の表明ではないのかな、こういうふうに思います。それはやはり5年間白紙委任するということは、まさに議会の、議会のですね怠慢とは言いませんけれども、やはりふさわしくないのではないかなと。

そういう観点から、この今回の提案に対して反対を致したいと思っております。以上です。

○議長（西村 武） 次に、原案に賛成者の発言を許します。おりませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○3番（菅原理恵子） 附帯決議を含めてのか。

○議長（西村 武） それも含めて。暫時休憩。

午後 2時51分 休憩

.....
午後 2時52分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案に対し可決されております。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第11号、陳情「食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要です」について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は採択について諮ることとなります。お間違いのならないようにですね、委員長の報告は不採択ですけれども、採択の方で諮ることになります。わかりますか。陳情第11号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立少数です。したがって、陳情第11号は、不採択とすることに決定致しました。

暫時休憩します。3時10分まで休憩します。

午後 2時54分 休憩

.....
午後 3時10分 再開

○議長(西村 武) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番鈴木予算特別委員長。

【予算特別委員長の報告】

○予算特別委員長(鈴木壮二) 平成30年第4回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成30年12月10日、18日

2. 出席委員 菅原理恵子、瓜生 望、鈴木斌次郎、佐藤敏雄、鏡 仁志、
中川光博、澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、藤原典男、堀井克見、
菅原秀雄、小林 悟、大谷貞廣、児玉春雄、西村 武、戸田俊樹、
鈴木壮二、18名全員です。

3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長でございます。

4. 書記は、議会事務局 石川保則さんをお願いしてございます。

5. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました、議案第75号、平成30年度潟上市一般会計補正予算(第5号)(案)についてから議案第81号、平成30年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)(案)についてまでを、先般12月10日に大綱質疑を行い、その後、常任委員

会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、民生費国庫負担金の中の障害者福祉費負担金の個々の内容について。

第2点として、事業そのものは優先順位を決めてやっているとはいうものの、考え方や3月末までの事業年度としてのあり方について。

第3点として、3款民生費5目老人福祉費のプラザの湯運営委託料について。

第4点として、3款2項4目保育園費で特定保育施設運営費負担金等、特定地域型保育園施設運営費負担金のそれぞれの受け入れている園児数、負担金の積算根拠についてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。分科会ではすべての審査を終了致しましたので、本日18日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第75号から議案第81号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第75号から議案第81号までについて、これから順次、討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決致します。

はじめに、議案第75号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、平成30年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、平成30年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、平成30年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。

【日程第22、議案第82号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(案)について から 日程第24、議案第84号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第22、議案第82号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(案)についてから日程第24、議案第84号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)についてまでを一括議題と致します。

議案第82号から議案第84号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは、追加提案させていただいた議案についてご説明申し上げます。

追加提案の議案書の1ページをお開き願います。

議案第82号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(案)について。

潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月18日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、一般職の職員の給与改定により期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

後ほど議案第84号でも説明致しますが、県の人事委員会勧告により、一般職の職員について勤勉手当の支給割合を年間0.1カ月引き上げる等の条例案を提出しております。

本条例案につきましては、一般職の職員の支給割合の引き上げを参考として、潟上市議会の議員の期末手当について支給割合を改めるものであり、第1条では、平成30年度分の支給割合として、1.55カ月から1.65カ月に改め、第2条では、平成31年度分の支給割合として、1.65カ月から1.6カ月に改めております。これにより、年間の支給割合が、

平成30年度では6月期1.55カ月、12月期1.65カ月で3.2カ月、平成31年度は6月期、12月期とも1.6カ月で3.2カ月となります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、第2条の改正につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書の3ページをお願い致します。

議案第83号、潟上市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月18日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、一般職の職員の給与改定により期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

先ほどの議案第82号と同様、期末手当の支給割合を年間0.1カ月引き上げるものでございます。

第1条では、平成30年度分の支給割合として、1.55カ月から1.65カ月に改め、第2条では、平成31年度分の支給割合として、1.65カ月から1.6カ月に改めております。年間の支給割合についても議案第82号と同様、平成30年度、平成31年度ともに3.2カ月でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、第2条の改正につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書の5ページをお願い致します。

議案第84号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年12月18日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、秋田県人事委員会の勧告を参考とし、給料表及び諸手当を改定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

はじめに、人勧内容と本市の方針について概要をご説明致します。

秋田県人事委員会が10月に報告した「職員の給与等に関する報告及び勧告」によりますと、実施した民間給与の調査結果が県職員給与より平均349円、0.09%上回っているため、若年層に重点を置き、給料表の水準を引き上げ、期末勤勉手当については、民間の支給割合、年間4.23カ月と見合うよう0.1カ月引き上げ、年間4.25カ月にすべきとしております。また、日直手当についても、国の動向等を踏まえ、勤務1回に係る支給の限度額を4,400円にするべきとしております。

本市においては県を参考として、勤勉手当の支給割合を0.1カ月引き上げ、年間1.75カ月とし、期末手当の年間支給割合2.5カ月と合わせ、期末・勤勉手当の年間支給割合を4.25カ月とするものでございます。

次に、改正内容についてご説明致します。

本条例案の第1条では、日直手当の支給限度額、平成30年度分の勤勉手当の支給割合及び給料表を改めております。

勤勉手当の支給割合についてでございますが、一般職の職員については、0.825カ月から0.925カ月に、再任用職員については、0.4カ月から0.45カ月に改めております。第2条では、平成31年度分の勤勉手当の支給割合を改めており、一般職の職員については、0.925カ月から0.875カ月に、再任用職員については、0.45カ月から0.425カ月に改めております。年間の支給割合につきましては、附則の施行により、平成30年度及び平成31年度ともに、一般職の職員が1.75カ月、再任用職員が0.85カ月となります。また、第2条中では、国に準じて6月期及び12月期の期末手当の支給割合を均等にするための改正も行っております。

これにより6月期と12月期の支給割合は、一般職の職員の場合はどちらも1.25カ月となり、期末・勤勉合わせて2.125カ月となります。再任用職員の場合はどちらも0.7カ月となり、期末・勤勉合わせて1.125カ月となります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、第2条の改正及び附則の一部につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから議案第82号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 議会の第4回定例会の最終日に、このように人事院勧告が国で決定されて、議会招集前に決定ができなく、決定といいますか案ができなくて今出して、当日の朝配付されて検討してくれと。提案理由は、単なる一般職の給与改定に伴って特別職も改定すると。この人勧の考え方がそのまま一言一句市として受け入れをし、これを施行するという事は、主体的なものがなく、この地域の経済一般的なものや、または市民の生活のレベルや給与レベルやその他もろもろ、インフラ等々を考えたときに、私はこの夏と冬の手当を平均化してると。そのときに、今年度はアップする、来年はそれに倣うと。確かにアベノミクスの考えや今後のいろんな社会的な状況、消費税の問題等あるとは思いますが、総務部長からの説明ではなかなか理解が得がたいものが市民としてはあるのではないかと思います。できれば、市長が現状の市の財政的なところの、まあ先般95.7%の経常収支比率が我々議会に提示され、その後、県や国の監査を受けて決定したのが報道されたわけですから、市長から、この特別職の報酬のアップについて基本的な考え方をお話しいただければということです。

以上です。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの戸田議員のご質問にお答え致します。

これは慣例というかそういうものではなく、国が、この人勧は国全体の経済状況をつぶさに精査した上で、そして県の人事委員会の方もそれを精査した上で、どの程度が妥当であるかということを出した率であると私は解釈しております。それでそれを受け取ったときに私なりに読み取って、これは妥当であろうというふうに考えています。確かに我が市の財政は今ご指摘のとおりのような状況もありますが、それでは我が市の一般職員含めたその給与は飛び抜けて非常識なものかどうかということから鑑みたときに、現在の経済状況、そして国がやってる政策・施策という観点から立ったときに、私はこの人件費アップ分というのは、私は十分私なりに検討してもこれは妥当であるという判断をした上で、今回、最終日ではございますけれどもこの場に上程させていただいております。何とぞご理解の上、ご審議くださいますようお願い致します。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 一般的に人勧の勧告を凡例、恒例といいますか、慣例といいますか、そういうものではないという理解のようでございますが、ここ数年、これを議会が否決することもないし、たまには反対もおりますが、当局としてはこれは当然なんだと、当

然民間との格差圧縮のためには必要だと、こういうふうにおっしゃられるわけで、前市政ともほとんど変わらない姿勢が見えるというふうに思うわけです。そういう意味では、もっと内容を若年層に厚くするというふうなことと、初任給のことは言いませんでした。ですから、その辺の給与体系について並びに給料表について、号報、等数、等級等について、内容を精査するのが我々議会だと思うわけです。その時間はないわけですね。予算委員会ももう終わりました、これは単行案の形で提出されてここに補正として出るわけですね。これでは、いささか市民に対して、こういうふうな理由で議員も特別職も給与改定をしたというのはなかなか通らない。まして農家の方々は、今年から、平成30年から国の交付金がなくなったわけです。それと米の需給関係のバランスもいささか先が読めないというようなこともありまして、一般の市民並びに特に農家の方々からは、果たして妥当性があるかどうかというのは疑問符がつくのではないかというふうに思うわけで、この辺のところについて、ラスパイレス指数等がどう変動したのか、民間との差が何百円あるからこうだとかというのは、簡単にこの時間にできる問題ではないなと思うわけで、もう一度その辺のところは、まあ市長でなくても副市長でも総務部長でもご説明いただければありがたいです。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今、ラスパイレス指数等は担当の方からもし必要であれば申し上げさせていただきますが、今のお話、縷々聞く点もあろうかなと思っております。ただ、今我々その民間の方ときちんと現状を比べるときに、国のこれ決めるときも、昔はどちらかという大企業を中心にしたものとの給与格差を見ておりました。今はそうではなくて、あらゆる層の企業と比較して、そしてもし都道府県ごとに特異的な事情があるのであれば国から当然指摘はあるはずですし、県からも指摘があるはずですが、そういった指摘は全くなかったわけですし、私なりにその人勸を読み解いていく中で、これは国の方としての一定の精査の結果、そして我が潟上市に当てはめるのは妥当であるということでこの場に上程させていただいてるものでありますので、どうぞご理解いただきますようお願い致します。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第84号は、原案のとおり可決され

ました。

【日程第25、議案第85号 平成30年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について から 日程第30、議案第90号 平成30年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第25、議案第85号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）についてから日程第30、議案第90号、平成30年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてまでを一括議題と致します。

議案第85号から議案第90号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の13ページをお開き願います。

一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案第85号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年12月18日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第6号）の1ページをお願い致します。

議案第85号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,521万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億1,432万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、給与改定に伴う人件費1,366万7,000円、内訳は市議会議員分75万5,000円、特別職分23万8,000円、一般職の職員分1,151万6,000円、特別会計への繰出金が115万8,000円でございます。県議会議員選挙費56万3,000円は、投票区再編に伴う費用等でございます。教育総務費の事務局費、小中学校冷房設備設置工事設計業務委託料1,098万7,000円でございます。

次に、議案書の14ページをお願い致します。

議案第86号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年12月18日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1

ページをお願い致します。

議案第86号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,558万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、職員の人件費でございます。

次に、議案書の15ページをお願い致します。

議案第87号、平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年12月18日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第87号、平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,127万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、職員の人件費でございます。

次に、議案書の16ページをお願い致します。

議案第88号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年12月18日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第88号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,287万円とするものでございます。

補正の内容は、職員の人件費でございます。

次に、議案書の17ページをお願い致します。

議案第89号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年12月18日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第89号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,253万1,000円とするものでございます。

補正の内容は、職員の人件費でございます。

次に、議案書の18ページをお願い致します。

議案第90号、平成30年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり

平成30年12月18日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成30年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第90号、平成30年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的支出に40万4,000円を追加するものでございます。

補正の内容は、職員の人件費でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（西村 武） これから議案第85号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 10款の教育費の中の13節委託料の中に小中学校冷房設備設置工事設計業務委託料というふうなことで、動き出すというふうなことのようですけれども、喜ばしいことなんです、今後の予定とかおわかりでしたら、いついつまでこういうふうなこれを終わり、それからいつから工事かかるとか、そこら辺の工事日程等を含めた予定について伺いたいと思いますけれども、どうでしょうか。まだわかりませんか。

○議長（西村 武） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 12番藤原議員のただいまのご質問にお答え致します。

今回、委託料、実施設計委託料の予算計上ということでございますが、工事費の予算につきましては3月定例会での予算計上ができるようにということで考えてございます。

また、工事につきましては、理想的には夏休み前に設置が終わっているというのが一番いいというふうには考えてございますが、工事の内容、これからと、これからの設計の中で出てきますので、今のところ工期については何とも申し上げられる状態ではございませんので、そこら辺のところはご了承願います。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） せっかくですのでスピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第86号は、原案のとおり可決され

ました。

次に、議案第87号、平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号、平成30年度潟上市水道事業会計補正予算(第3号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

○議長(西村 武) 以上で本定例会に付議されました議案は、すべて議了致しました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長(藤原一成) 本定例会の最後にあたりまして、一言御礼とご挨拶を申し上げます。

今回当局から提案させていただいたものにつきましては、すべてご可決いただきまして誠にありがとうございます。その中には賛否が分かれたものもございました。特にそのようなものについて、一体それが何が議論の核心であったのかということをお局においても今一度検証させていただきながら、次の行政運営に生かしていきたいと思っております。

外は雪が降ってまいりました。寒さ厳しい折になっております。年末年始、お体にお気をつけいただき、それから、最近市役所のそばで痛ましい火事の事案もありました。地域にお戻りになりましたら、地域の方々に「火の用心」ということもまた先生方の方から一声かけていただきまして、年末年始、明るい来年を迎えていきたいと思っております。

います。

本当に長い審議ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもちまして、平成30年第4回潟上市議会定例会を閉会と致します。

どうもご苦勞様でございました。

午後 3時58分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 堀 井 克 見

〃 署名議員 菅 原 秀 雄